

議案第128号

松阪市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

松阪市特別職報酬等審議会条例（平成17年松阪市条例第55号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月25日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

松阪市特別職報酬等審議会条例（平成17年松阪市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「委員は、」の次に「学識経験者及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。